

牧之原市監査委員告示第2号

令和8年5月12日付けで受け付けした牧之原市職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果を別紙のとおり公表する。

令和8年7月9日

牧之原市監査委員 畑 義治
同 濱崎 一輝





牧 監 第 45 号
令和 8 年 7 月 9 日

請求人



様

牧之原市監査委員 畑 義治
同 濱崎 一輝



牧之原市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

令和 8 年 5 月 12 日付けで請求人から提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく牧之原市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、同条第 5 項の規定に基づき、監査の結果を下記のとおり通知します。

記

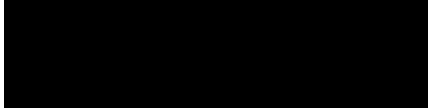
- 1 監査結果
本件請求については、棄却する。
- 2 監査結果報告
別添「決定書」のとおり

牧之原市監査委員事務局
TEL : 0548-23-0043

決 定 書

第 1 請求人

住所
氏名



第 2 請求の要旨

牧之原市は、令和 7 年度に、市内 25 区に対し、「自治振興事務費等交付金」(以下、「交付金」という。)を支払っている。

交付金の支払いは、①具体的な算定方法や配分基準は公表されておらず、各区への交付額についても、世帯数や人口との関係に明確な比例関係が認められず、配分基準が不明確であり、②各年度の交付額が同水準で推移している場合には、申請内容に基づく個別具体的な審査が十分に行われていない可能性があり、実質的審査を欠いている疑いがあり、③各区への交付額は一般に公表されておらず、情報公開請求により初めて明らかになったものであり、行政運営の透明性を欠くものである。

上記の理由により、交付金の支払いは、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 232 条の 2 の趣旨に反するものであるから、違法又は不当である。

よって、令和 7 年度の交付金の支払いについて監査し、違法又は不当な点があれば、是正措置を講じるよう求める。

第 3 請求の受理

本件請求は、令和 8 年 5 月 12 日に提起され、請求要件を具備しているとして受理をした。

第 4 監査の執行

1 監査の期間

令和 8 年 5 月 12 日から令和 8 年 7 月 9 日まで

2 監査の対象部署

企画政策部地域振興課

3 請求人の陳述及び証拠提出

地方自治法第 242 条第 7 項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会について確認し、口頭により追加の証拠の提出及び陳述については希望しない旨の回答があった。

4 関係人の陳述及び証拠提出

令和 8 年 6 月 10 日付け牧地振第 67 号により、牧之原市長から弁明書及び証拠書類の提出があった。

第 5 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 関係法令

ア 地方自治法

第 2 条 地方公共団体は、法人とする。

⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

イ 牧之原市自治振興事務費等交付金交付要綱

第 3 条 交付金の対象となるものは、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、その他必要な経費とする。ただし、規則第 5 条の職務に係るものについては、事務費のうち人件費、需用費、役務費その他必要な経費とする。

ウ 牧之原市自治振興協力委員設置規則

第 5 条 委員は、次に掲げる職務を担当し、市に協力するものとする。

- (1) 市と自治会相互の連絡に関すること。
- (2) 市政に関わる自治会運営の統括に関すること。

- (3) 行政運営に対する協力
- (4) その他必要と認める事項

(2) 認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

ア 市は、市内の12地区（相良・福岡地区、波津・須々木地区、大沢・菅山地区、大江・片浜地区、萩間地区、地頭方地区、静波地区、細江地区、川崎地区、勝間田地区、牧之原地区、坂部地区）に対し、交付金の上限額を、平成20年度から、それぞれ1,380,000円の均等割と12地区の世帯数に応じた世帯数割に対する金額を支払うことを、「平成19年度11月臨時自治会地区長会」（平成19年11月7日開催）において諮ったところ、全区長の下承を得たため、平成20年度より、上記12地区に対し、上記金額を交付金の上限額とすることになった。

イ 平成24年度から、交付金を上記12地区から、市内25区（相良区、福岡区、波津区、須々木区、大沢区、大江区、片浜区、菅山区、中里区、白井区、神寄区、西萩間区、東萩間区、牧之原区（旧相良町）、地頭方区、落居区、豊岡区、新庄区、遠渡区、静波区、細江区、川崎区、勝間田区、牧之原区（旧榛原町）、坂部区）に支払うことになった。

なお、支払われる交付金の上限額については、12地区に支払われる交付金の上限額を、12区を構成する当該区で配分することになった。

ウ 平成26年度からの交付金の上限額を、世帯数割1世帯あたり800円から720円に変更した。

エ 市は、令和7年9月、市内25区それぞれに対し、令和8年度の交付金上限額の世帯割りの金額を確定するため、各区の世帯数の調査を依頼し、市内25区より回答を得た。

オ 市は、令和7年4月頃に、市内25区より交付金申請書を受領し、交付金申請書添付の収支予算書、事業計画書を精査し、収支予算案のうち、牧之原市自治振興事務費等交付金交付要綱（以下、「要綱」という。）第3条が定める交付の対象の項目の合計金額と25区の交付金上限額とを比較し、収支予算書の交付対象項目の合計金額が各区の交付金上限額を上回っていたため、市が令和7年7月、市内25区それぞれに対し、自治振興事務費等交付金【令和7年度】一覧表記載のとおり、交付金を概算払いした。

カ 市は、令和8年4月頃、市内25区それぞれから、令和7年度交付金実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を受領し、実績報告書に記載の要綱第3条が定める交付の対象項目の合計金額が、実際の交付金の交付額を上回っていたため、令和8年5月20日、それぞれの交付金の支払額について確定とした。

(3) 監査委員の判断

市は、地方自治法 232 条の 2 及び要綱に基づき、令和 7 年 7 月、市内 25 区それぞれに交付金を交付している。そして、25 区に対する交付金の上限額は、12 地区に交付していた均等割 1,380,000 円と世帯割 720 円×世帯数を合計した金額を 12 地区に含まれる区（区が複数の場合は、各区の協議により配分方法を決定する。）が受領するものであり、その計算方法は、一義的で裁量の余地はない。25 区には、結果的に交付金上限額が交付金として支払われている。

請求人は、配分基準が不明であり、違法・不当であると主張しているが、市は、交付金上限額を均等割及び世帯割から求められる金額を合計した金額を交付金上限額としているもので、基準は明確であり、配分基準が不明であるという請求人の主張には理由がなく、交付金の支出が違法又は不当な公金の支出であるということとはできない。

請求人は、実質的な審査を欠いて違法・不当であると主張しているが、交付金は、25 区の交付金交付申請書及びこれに添付された事業計画書及び収支予算書を審査し、要綱の示す要件に適合した場合に概算払いをし、その後、25 区から提出された実績報告書及びこれに添付された事業実績書、収支決算書が要綱の示す要件に適合しているか確認し、適合している場合に交付金の支払額を確定としている。したがって、交付金の支払いに関し、市の審査が欠けているという事実はなく、請求人の主張には理由がなく、交付金の支出が違法又は不当な公金の支出であるということとはできない。

さらに、請求人は、令和 7 年度の 25 区に支払われた交付金の金額が公表されておらず、透明性に欠け、違法・不当であると主張しているが、そもそも、交付金は、25 区の当該年度の予算に基づく交付申請があつて支払われるものであり、その手続に透明性を欠くものではない。そして、請求人も主張するように、支払われた交付金の金額は、情報公開請求により明らかになっており、住民による検証が可能であることから、単に公表されていないという一事をもって、交付金の支払いが透明性を欠き、違法又は不当な公金の支出であるということとはできない。

よって、本件請求には理由がないと認められるので、地方自治法 242 条第 5 項の規定により主文のとおり決定する。

令和 8 年 7 月 9 日

牧之原市監査委員 畑 義治

同 濱崎 一輝

自治振興事務費等交付金【令和7年度】

(各区)

	区 名	世帯数	世帯割	〈途中計算〉	均等割	交付額
1	相 良	267	720	192,240	690,000	882,240
2	福 岡	137	720	98,640	690,000	788,640
3	波 津	861	※2,364,000-900,000- (68,880)			1,395,120
4	須々木	369	※900,000- (29,520)			870,480
5	大 沢	455	720	327,600	690,000	1,017,600
6	大 江	427	720	307,440	690,000	997,440
7	片 浜	288	720	207,360	690,000	897,360
8	菅 山	644	720	463,680	690,000	1,153,680
9	中 里	170	720	122,400	230,000	352,400
10	白 井	230	720	165,600	230,000	395,600
11	神 寄	179	720	128,880	230,000	358,880
12	西萩間	62	720	44,640	230,000	274,640
13	東萩間	108	720	77,760	230,000	307,760
14	牧之原	353	720	254,160	230,000	484,160
15	地頭方	387	720	278,640	276,000	554,640
16	落 居	113	720	81,360	276,000	357,360
17	豊 岡	195	720	140,400	276,000	416,400
18	新 庄	243	720	174,960	276,000	450,960
19	遠 渡	231	720	166,320	276,000	442,320
20	静 波	1,792	720	1,290,240	1,380,000	2,670,240
21	細 江	2,617	720	1,884,240	1,380,000	3,264,240
22	川 崎	947	720	681,840	1,380,000	2,061,840
23	勝間田	689	720	496,080	1,380,000	1,876,080
24	牧之原	369	720	265,680	1,380,000	1,645,680
25	坂 部	625	720	450,000	1,380,000	1,830,000
						25,745,760

12,758

【積算根拠】

◎旧相良・福岡地区：(1,380,000÷2)+(各世帯数〇〇×720)

◎旧波津・須々木地区：均等割(1,380,000)⇒波津区(6)：須々木区(4)⇒828,000：552,000

＜須々木区＞552,000+(世帯〇〇×800)≒900,000(固定額)－(世帯数〇〇×80)

＜波津区＞全体交付額-900,000(須々木区固定額)－(世帯数〇〇×80)

◎旧大沢・菅山地区：(1,380,000÷2)+(各世帯数〇〇×720)

◎旧大江・片浜地区：(1,380,000÷2)+(各世帯数〇〇×720)

◎旧萩間地区：(1,380,000÷6)+(各世帯数〇〇×720)

◎地頭方地区：(1,380,000÷5)+(各世帯数〇〇×720)

◎榛原地域：1,380,000+(各世帯数〇〇×720)

◎均等割(1,380,000)：月額115,500×12ヶ月＝1,386,000（嘱託職員のうち類似する職員の報酬額を参考）

◎世帯数はR6年9月末の調査によるもの